

**令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、建設機械の電動化促進事業)**

公募説明

令和6年5月

一般社団法人
日本建設機械施工協会

本事業概要説明資料について

- 本説明資料は申請のポイントや注意していただきたい内容を掲載しています。
- 詳細は、ホームページに掲載している公募要領を参照ください。

<https://jcmanet.or.jp/hojojigyo/>

申請書類は、ホームページの申請書類ダウンロードページからダウンロードしてご使用ください。

- 申請マニュアルもご参照ください。
- 不明な点は、日本建設機械施工協会の「建設機械の電動化促進事業」事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先

一般社団法人日本建設機械施工協会「建設機械の電動化促進事業」事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 2階

E-mail: jcma_hojyo@jcmanet.or.jp

原則として、問い合わせは、jGrantsにログインの上、メールを基本とさせていただきます。

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、建設機械の電動化促進事業) 公募要領 (抜粋)

令和6年5月
一般社団法人日本建設機械施工協会

一般社団法人日本建設機械施工協会の「建設機械の電動化促進事業に対する補助金」は、環境省が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、建設機械の電動化促進事業)交付要綱第2条に基づき、同協会がGX建設機械を導入しようとする方に国庫補助金から交付するものです。

本補助金の目的、対象事業、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、**本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。**

なお、補助事業として採択された場合には、令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、建設機械の電動化促進事業) **交付規程に従って補助事業手続き等を行って下さい。**

補助金を交付申請、受給される皆様へ

- 一般社団法人建設機械施工協会（以下「協会」という。）が交付する建設機械の電動化促進事業に対する補助金（以下「補助金」という。）は、国庫補助金が財源であり、その適正な執行が不可欠です。このため、協会としても補助金に係る不正行為に対して厳格に対処致します。

1. 補助金の申請者及び手続き代行者が協会に提出する書類には、理由の如何に係らず、その内容に**虚偽の記載を行なわない**で下さい。
2. 補助金を受けて取得した財産（以下「取得財産等」という。）は、「建設機械の電動化促進事業に対する補助事業管理規程（「公募要領別表1」参照。）に基づく管理をお願いいたします。当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することを言う）しようとするときには、**事前に処分内容などについて、規定にしたがって協会の承認**を受けなくてはなりません。また、協会は必要に応じて取得財産等の管理状況について調査を行います。
3. 偽りその他不正な方法により、補助金を不正に受給した疑いがある場合は、協会として、補助金の受給者に対して必要に応じ現地調査などを実施します。
4. 上記の調査の結果、**不正行為が認められたときは**、補助金にかかる交付決定の取消しを行うとともに、受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金年10.95%の利率を加えた額を**返還していただく**こととなります。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年 法律第179号）（いわゆる補助金等適正化法）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

補助事業の目的と性格

- 目的

補助金は、建設事業者等がGX建設機械等を導入する際に必要な経費について、その一部を補助することにより、建設現場等で使用されるGX建設機械の普及促進、市場活性化及び一層の二酸化炭素排出抑制を支援し、低炭素社会の実現に資することを目的とするものです。

多様な地域・現場におけるGX建設機械を用いた施工のモデルケースを把握することで、今後のGX建設機械の普及拡大に資することに重点を置いて取組を行います。

- 二酸化炭素削減量の把握

本事業の実施により化石エネルギー起源による二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、GX建設機械が申請者に納入され、当該機械が稼働した後は、**事業報告書（月別のCO2削減実績）**の提出をしていただくとともに、**事業完了後は、完了実績報告書の提出**をしていただきます。

補助事業となる事業

【対象事業の基本的要件】

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- 申請内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- **他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等ではないこと。**
- 公募要領別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業ではないこと。

さらに、事業ごとに個別に対象事業の要件があります。

【対象事業】

- 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、建設機械の電動化促進事業

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、建設機械の電動化促進事業

【対象事業の要件】

- ① 電動建設機械の導入に当たっては、国土交通省がGX建設機械と認定した機種及び型式
- ② 充電設備の導入に当たっては、①の認定機械を充電するために、当該GX建設機械の製造事業者、輸入事業者等からの申請に基づき事前に協会で審査・承認されたものであり、上記GX建設機械とあわせて調達するもの

注： 補助対象となる建設機械稼働時にCO2を無排出で運用できること

【予算額】

2億933万円

【補助金の交付額】

- ① GX建設機械（GX建設機械とは、国土交通省が実施する“GX建設機械認定制度”で認定された機種をいう。）
（GX建設機械本体の購入価格－同規格の標準機械（従来建設機械）の価格）×補助率（2/3）
- ② 充電設備
充電設備の購入価格 × 補助率（1/2）

多様なモデルケース把握を目的とし上限額等が設定されています。上限額等については、協会へお問い合わせください。

続き

【補助事業期間】

原則として単年度

【補助事業者】

- ①民間企業
- ②独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

【補助対象外の事業者】

- (1) 国、地方公共団体
- (2) 建設機械販売業者は原則として対象外
- (3) 建設機械の販売会社と補助金の申請者の間で資本関係がある場合

補助事業の採択

公募を実施

応募者より提出された実施計画書等をもとに、有識者による審査委員会で厳正に審査を行い、建設機械の電動化促進事業の予算の範囲内で補助事業を採択

この事業においては、地域の偏りのない普及に資することや多様な現場における電動建機による施工等のモデルケース把握を目的としています。

そのため、申請については、実施地域や使用内容等の応募状況を踏まえ採択判断を行います。

なお、補助対象の建設機械に適合しない申請並びに補助金の応募を申請できる者の要件を満たさない申請については審査を行わない。

また、補助対象となる事業に適合する申請であっても、応募内容によっては不採択または補助額の減額とする場合もある。

応募に当たっての留意事項

【維持管理】

補助事業により導入した設備等の取得財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

また、導入に関する各種法令を遵守すること。

【二酸化炭素の削減量の把握】

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要がある。

【事業報告書の作成及び提出】

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間、毎月及び毎年度の二酸化炭素排出削減効果についての事業報告書を提出すること。

【補助事業完了後の検証】

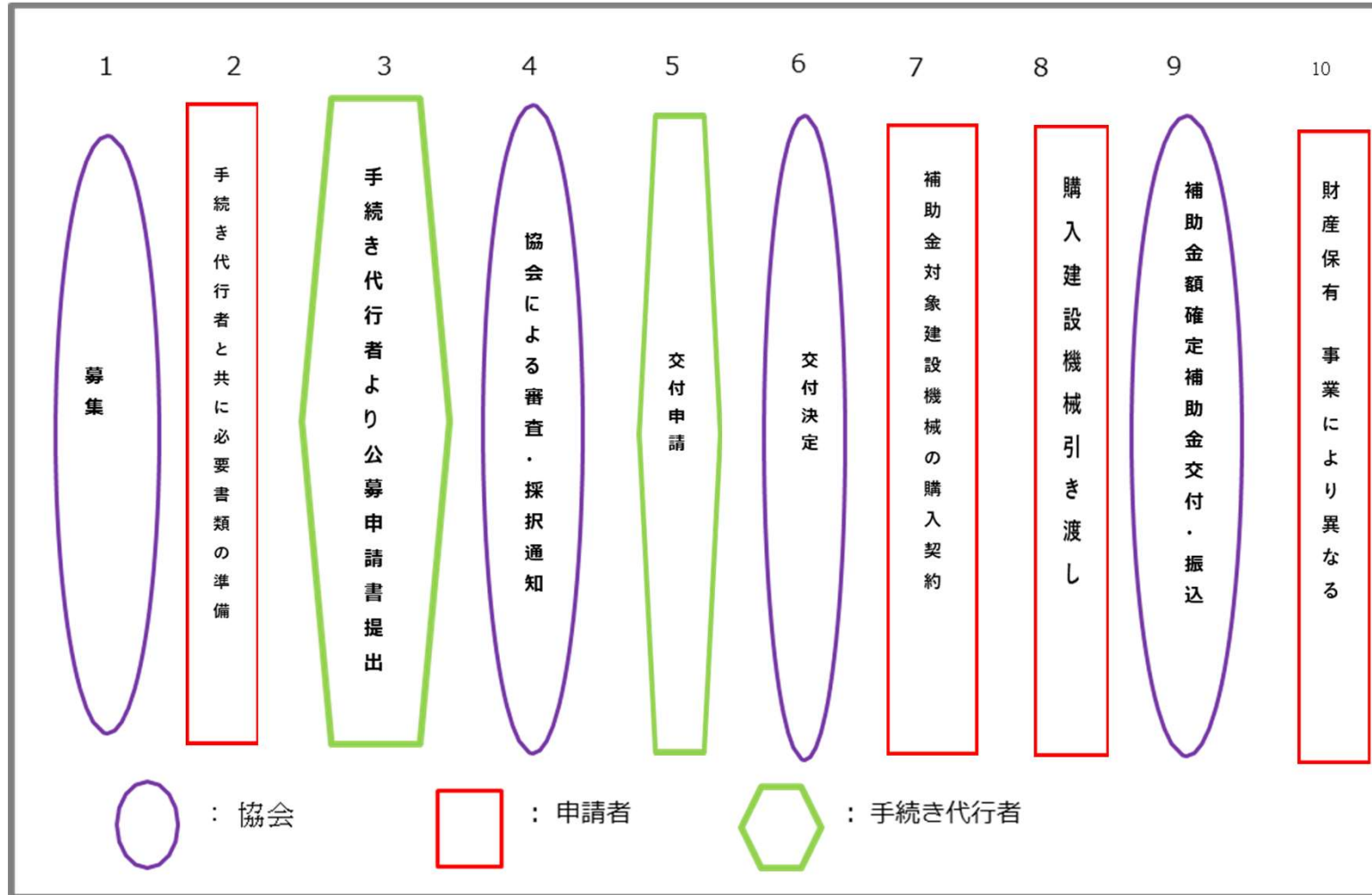
補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて環境省から委託を受けた団体が現地調査を行う場合がある。

【応募書類の記入に当たって】

交付額の算定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てて記入すること。

実施計画書の記入欄が少ない場合は、様式を引き伸ばして使用すること。

<補助金申請から補助金交付の流れ>



補助事業における留意事項

【申請方法】

申請書類の提出はデジタル庁が提供する **j Grants2.0** で原則実施

【申請者】

建設機械の販売店等による**代行申請**を原則

【申請受付期間】

令和6年5月27日（月）～令和6年9月30日（月）17：00

申請状況によって申請受付が前倒しで終了する可能性があります。

【補助金交付決定】

審査の結果、補助金申請の採択とした申請者には、**採択通知**を行います。

交付申請書を提出していただき、協会からは**補助金交付決定通知書**を送付します。

補助金対象機械の契約・納品までを完了させること

【完了実績報告書の提出】

令和7年2月28日（金）までに**購入建設機械の引き渡し**を受けること

事業完了後30日以内、または令和7年3月10日のいずれか早い日までに**完了実績報告書（様式第11）**を提出

【補助金交付】

完了実績報告書を審査後、適合した場合は、**補助金交付額確定通知書**を送付しますので、

清算払請求書（様式第14）を協会に提出すること

続き

【事業報告書の提出】

月別のCO2削減実績については、当年度は機械を導入した当月より令和7年3月31日まで、翌年度（令和7年度）から3年間、令和9年度までの実績データを毎月当協会あてに提出（様式22）

年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る**事業報告書（様式第15）**を当該年度の翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出

事業報告書の証拠となる書類は、報告に係る年度終了後、**3年間**保存

【経理書類の保管】

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理し、補助事業の完了日を含む年度の終了後、5年間又は**取得財産の処分制限期間が経過するまでの間のいずれか長い期間**、保存

【取得財産の管理】

補助事業により取得、または効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過するまで取得財産を保有することが義務付けされており、**取得財産等管理台帳（様式第10）を整備し、管理状況を明らかにしておく。**

定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう）しようとするときは、その処分の前に協会の承認を受けなければならない。

書類・取得財産の保管期間

補助事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
事業報告書提出 保管	3年間								
					3年間				
取得財産管理	林業5年間								
	総合工事業6年間								
	解体業・廃棄物処理業・レンタル業8年間								
経理書類の保管	林業5年間								
	総合工事業6年間								
	解体業・廃棄物処理業・レンタル業8年間								

応募申請書のダウンロード

申請書は、ホームページの「申請書類等」からダウンロードしてください。

JCMSA一般社団法人日本建設機械施工協会 | Japan Construction Machinery and Construction Association

トップ ENGLISH お問い合わせ

JCMSA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

協会について 協会活動 部会・委員会 建設機械施工管理 技術検定 建設機械施工 技能実習評価試験 出版図書

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

HOME / 補助事業 / 令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、建設機械の電動化促進事業

令和6年度 申請受付状況

令和6年 5月27日現在

申請件数	件
予算額	
補助金申請額	
補助金残額	20,955 万円

申請書類等→

お知らせ・公募申請・情報

2024年5月10日 補助事業

令和6年度 環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、建設機械の電動化促進事業）に係る補助事業者（執行団体）に採択されました。

あ かな オフ トキ

応募書類

<全ての契約形態に共通に必要な書類>

- (1) 公募申請書（様式16）・別紙1・補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル・別紙2・別紙2明細（様式17）
- (2) 組織概要
- (3) 経理状況説明書
- (4) 定款若しくは登記事項証明書（発行から3カ月以内のもの）
- (5) 購入価格にオプション等補助対象外費用が含まれている場合は購入価格の明細表
- (6) 販売会社の見積書（補助対象建設機械購入時の本体価格の他に、同規格の標準機械（従来機械）の見積価格が必要）
支払い条件及び納期の記載要

よくある質問（Q & A）について

本補助金に関する、よくある質問（Q & A）をホームページに掲載しています。
ご参照ください。

<https://jcmanet.or.jp/hojojigyo/>